

政策対話の概要・今回の進め方 について

令和7年2月
環境省

化学物質と環境に関する政策対話の概要

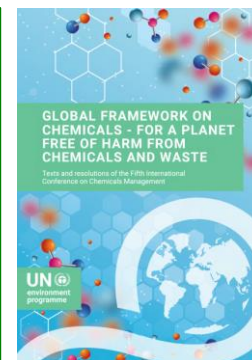
- SAICM* 国内実施計策定にあたり、化学物質の環境リスクに関する情報の共有及び相互理解を促進する場として、平成13年度から平成22年度まで26回にわたり開催してきた「**化学物質と環境円卓会議**」（以下、「**円卓会議**」という。）を発展的に解消し、関係者が意見交換、合意形成を行う場として、平成24年3月に設置。

* **SAICM** : **S**trategic **A**pproach to **I**nternational **C**hemicals **M**anagement（国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ）

- 化学物質対策全体を見渡したときに、特に対応が必要な事項について優先して議論を行うとの観点から、**参加メンバーから提起される議題等について意見交換**を行い、化学物質に関する国民の安全・安心の確保に向けた政策提言を目指す（当初、SAICM関係省庁連絡会議の下部組織として設置された会合ではあるが、**SAICM国内実施計画に直接関連する内容に限定せず**、議題を設定）
- **学識経験者、市民団体・NGO、労働団体、産業界、行政からなるメンバー**において、平成24年以降、現在までに20回を開催（1年に1～2回ペースで開催）。
- 昨年度に、SAICMの後継の枠組みであるGFC（化学物質に関するグローバル枠組み）が採択されたことから、第19回以降、**GFC国内実施計画策定に合わせた議論**を行っている。

化学物質に関するグローバル枠組み（GFC）について

- 2023年9月に開催された第5回国際化学物質管理会議（ICCM5）で採択された、2020年以降の化学物質・廃棄物の適正管理に関する国際枠組み。2006年に策定された「国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ（SAICM）」の後継となる。
- マルチ・セクター（環境、経済、社会、保健、農業、労働等）におけるマルチ・ステークホルダー（政府、政府間組織、市民社会、産業界、学术界等）による、製造から製品への使用等を経て廃棄までライフサイクルを通じた化学物質管理の自主的な枠組み。



GFCの目的

環境と人の健康を保護するために、化学物質と廃棄物の有害な影響を防止、又はそれが実行可能ではない場合は最小化すること

- 三大危機**（気候変動、生物多様性の損失、汚染）に対応するための連携と調整を強化
- 持続可能な化学**への移行を促進
- より安全で持続可能な製品に関する**イノベーションを促進**
- GFCは**2030年アジェンダ（SDGs）**の達成にも貢献

GFCの概要

- 5つの戦略目的**とそれを実現するための**28の個別ターゲット**を設定。
 - A：法的枠組み等の整備
 - B：情報共有
 - C：懸念事項
 - D：革新的取組
 - E：意思決定
- 実施に当たっての**メカニズム、懸念課題の特定、能力形成方法**を設定。
- 資金確保に関する統合アプローチ（化学物質管理の主流化、民間部門の関与、**基金の活用**）をハイライト。
- 透明性があり利用しやすい**オンラインツール**を導入した**進捗報告・開示**や進捗を適切に把握するための**測定枠組み**を設置。

- 国際的には、アジア・太平洋地域フォーカルポイントとなり、また、進捗管理指標策定を共同議長としてリード
- 国内では、**GFC関係省庁連絡会議**を2024年4月に立ち上げて**GFC国内実施計画の策定**を進めており、**GFCに基づく化学物質&有害廃棄物管理の推進中**

GFCにおける5つの戦略的目標と28のターゲット

戦略目標	ターゲット内容	
戦略的目的A (法的枠組み・組織的メカニズム・能力の実装)	A1	政府は 、2030年までに法的枠組みを採択・実施・執行し、適切な組織能力を構築
	A2	政府間組織は、2030年までに化学物質・廃棄物戦略の効果的な実施のため、ガイドラインを策定
	A3	企業は、2030年までに化学物質の悪影響を特定・防止・最小化するための措置を実施
	A4	関係主体は、2030年までに化学物質と廃棄物の違法貿易・取引を効果的に防止
	A5	政府は 、2030年までに、その国の国際的な義務に沿って、国内で禁止されている化学物質の輸出対応に向けて取組む
	A6	全ての国は 、2030年までに不可欠な能力を備えたポイズンセンターへのアクセスを有する
	A7	関係主体は、2035年までにリスクが管理されている場合等を除き、農業で有害性の高い農薬の段階的廃止措置を講じ、代替への移行等を促進
戦略的目的B (知識・データ・情報の生成・公開・アクセス)	B1	2035年までに化学物質の特性に関する包括的なデータ・情報が生成され、利用・アクセス可能となっている
	B2	関係主体は、2030年までにバリューチェーンにわたり、素材・製品中の化学物質に関する情報を可能な限り利用可能に
	B3	関係主体は、2035年までに化学物質の製造や化学物質・廃棄物排出・放出データを生成・公開
	B4	関係主体は、2035年までに有害・リスク評価や廃棄物管理の指針、最良の慣行、標準化ツールを適用
	B5	2030年までに化学物質の安全性・持続性・安全な代替・便益に関する教育、研修、意識啓発プログラムを策定・実施
	B6	全ての政府は 、2030年までに適宜各国の状況に応じて、全ての関連部門においてGHSを実施
	B7	関係主体は、2030年までに人体中濃度、ばく露源、生物相や環境の監視データ・情報を可能な限り生成・公開

GFCにおける5つの戦略的目標と28のターゲット

戦略目標	ターゲット内容	
戦略的目的C (懸念課題の特定・対応)	C1	特定された懸念課題についてタイムラインを含むプロセス・作業プログラムを策定・採択・実施
	D1	企業は、2030年までに持続可能な化学と資源効率性の進展に向けて一貫して投資し、革新を達成
	D2	政府は 、2035年までに安全な代替や持続可能なアプローチを使用する生産を奨励する政策を実施
	D3	民間部門は、2030年までに財政方針やビジネスモデルに適正管理の実施戦略等を統合し、国際的報告基準等を適用
	D4	関係主体は、2030年までに研究や革新プログラムにおいて持続可能な解決策や安全な代替を優先
	D5	政府は 、2030年までにより安全でより持続可能な農業の慣行を支援するための政策やプログラムを実施
	D6	2030年までに主要産業・経済部門において化学物質と廃棄物戦略が策定・実施される
	D7	関係主体は、2030年までにサプライチェーンにわたり、効果的な労働安全衛生慣行及び環境保護措置を実施
戦略的目的E (リソース動員・パートナーシップ・協力・能力形成の増強等)	E1	政府は 、2035年までに部門計画、予算、開発計画、開発援助政策等において化学物質と廃棄物分野を主流化
	E2	2030年までに関係部門・主体におけるパートナーシップやネットワークを強化
	E3	全ての部門で、適正管理に必要な全てのソースからの資金を特定、動員
	E4	適正管理の実施のための資金ギャップが特定され、能力形成のために検討
	E5	政府は 、2030年までに適正管理に関する費用を内部化する政策を実装するための措置を講じる
	E6	関係主体は、2030年までにその他環境・保健・労働政策とのシナジーや関係性を適宜特定し、強化

（参考）第六次環境基本計画での化学物質管理政策

24年5月に閣議決定した「第六次環境基本計画」における化学物質管理に関する政策は、GFC の5つの戦略的目的の達成に寄与するものとして、GFCの内容に沿った構成・内容として策定

ライフサイクル全体を通じた化学物質管理のための法的枠組み、制度的メカニズム及び能力構築 GFC の戦略的目標 A	● 化学物質審査規制法に基づく一般化学物質等のスクリーニング評価及び優先評価化学物質のリスク評価 ● 新たな評価手法（NAMs）の研究開発推進、各法令・制度における適切な活用方針の検討 ● PRTR制度及びSDS制度の見直し及び適切な運用 ● 水俣条約等に基づく包括的な水銀対策の着実な推進 ● 農薬登録制度における生態影響評価の充実 ● ダイオキシン類対策特別措置法に基づく対策の推進 ● 事故等に関し、有害物質に関する情報共有や監視・拡散防止等を行うための施策推進
情報に基づく意思決定と行動を支援する知識・データ・情報が作成され、利用が可能となりアクセスできる状態の確保 GFC の戦略的目標 B	● 「化学物質と環境に関する政策対話」等を通じたパートナーシップ、あらゆる主体への人材育成及び環境教育等 ● PRTR制度により得られる排出・移動量等のデータを引き続き公表すること等により、リスク評価等への活用を進める ● 関係府省との連携をとりつつGHS分類を実施 ● 化学物質アドバイザー制度の活用促進 ● 化学物質の製造から廃棄までのライフサイクル全体を考慮したリスク評価を可能とする手法の調査検討・実用化 ● リスク評価の結果に基づき、ライフサイクルの各段階でのリスク管理方法について整合性を確保、見直し検討 ● 各種モニタリング等の効率的な利用
懸念課題への対応 GFC の戦略的目標 C	● エコチル調査により、PFASの健康影響に関する知見の収集 ● 内分泌攪乱作用の用いるべき試験方法確立 ● 複合影響評価についての知見収集及び試行的評価の実施 ● OECD等の取組に積極参加し、ナノマテリアルに関する知見収集。アドバンスドマテリアル等の新たな懸念物質群の知見充実 ● 環境庁に存在する医薬品等、薬剤耐性に関する知見充実 ● プラスチック添加剤などの汚染への適切な対応
製品のバリューチェーンにおいて、より安全な代替品と革新的で持続可能な解決策の整備を通じた環境リスクの予防・最小化 GFC の戦略的目標 D	● 環境配慮設計の促進、より環境に配慮した化学物質への代替促進 ● 評価指標の設定などの枠組み構築
効果的な資源動員、パートナーシップ、協力、キャパシティビルディング及び関連する意思決定プロセスへの統合を通じた実施の強化 GFC の戦略的目標 E	● 「化学物質と環境に関する政策対話」等を通じたパートナーシップ、あらゆる主体への人材育成及び環境教育等 ● 我が国の化学物質管理に関する経験等の共有を含めた対応を継続推進 ● 特に、アジア地域における、化学物質の適正管理の推進、制度・手法の調和及び協力体制の構築 ● 子どもの健康への化学物質の影響の解明にかかる国際協力の推進

GFC国内実施計画策定に向けて

実施計画は、今後GFC関係省庁連絡会議において策定される。GFCにおいては、**多様な分野、多様な主体の参加が強く推奨されていることから**、その実施計画の策定過程では、**政策対話等を用いた各主体ステークホルダーとの意見集約を行うとともに**、案を公表して国民からの意見聴取を行うなど、幅広い主体の関与を得ながら進めていく。

会議体・意見聴取手段	構成・意見聴取先	役割・意見聴取内容
GFC関係省庁連絡会議	事務局：環境省 その他、関係省庁で構成	・GFC国内実施計画の策定 ・GFC国内実施の進捗管理 ・GFC国内実施結果のとりまとめ 等
化学物質と環境に関する 政策対話	市民団体、産業界、学术界、地方公共 団体等の各関連主体で構成	・計画に盛り込むべき取組等 ・計画に基づき実施された取組状況 等
個別ヒアリング等	市民団体、産業界、学术界、地方公共 団体等の各関連主体	・計画に盛り込むべき取組等 ・計画に基づき実施された取組状況 等
パブリックコメント	広く国民全般	・GFC国内実施計画案 ・GFC国内実施結果とりまとめ案 等

R6：計画案策定

**R7：計画の公表・臨時公開
作業部会（OEWG）へ報告**

**R8：第一回GFC国際会議へ
の計画報告・国内実施**

本年度の政策対話の進め方について（※第20回政策対話資料より）

本年度政策対話は、11月と2月の年2回開催する（公開/ハイブリット開催）

第20回政策対話テーマ（11月12日開催）

- これまでの各主体の取組紹介等を基に、各主体の取組を具体的な成果物としてとりまとめる。
- 第19回にて要望のあった懸念課題について、事前アンケートで得られた情報を基に議論を深める。

第21回政策対話テーマ（2月7日予定）

- GFC国内実施計画案自体はとりまとめが進んでいる見込みであり、国内実施を充実させるための分野連携的なテーマを掘り下げる。

本年度化学物質と環境に関する政策対話のメンバー

- GFCは多様な分野、多様な主体の関与を特徴とした枠組みであることから、より幅広い分野をカバーできるよう参加メンバーを追加（追加メンバー：**赤字**）
- 労働団体・産業界、行政は、各団体から代表者に参加いただいている経緯から、人事異動に伴いメンバー交代が定期的に発生（交代メンバー：**緑字**）

学識経験者		産業界	
浅利 美鈴	大学共同利用機関法人 人間文化研究機構 総合地球環境学研究所 基盤研究部 教授	岩崎 雅彦	一般社団法人 日本自動車工業会 環境技術・政策委員会 製品化学物質管理部会 副部会長、日産自動車株式会社
亀屋 隆志	国立大学法人 横浜国立大学 大学院環境情報研究院 教授	的場 好英	一般社団法人 日本化学工業協会 新規課題対応ワーキンググループ 主査（代理）
五箇 公一	国立研究開発法人 国立環境研究所 生物多様性領域 生態リスク評価・対策研究室長	須方 督夫	一般社団法人 日本化学工業協会 常務理事
村山 武彦	国立大学法人 東京科学大学 環境・社会理工学院 教授	高岡 弘光	日本石鹼洗剤工業会 専務理事
市民		長谷 恵美子	日本石鹼洗剤工業会 環境・安全専門委員会（委員）
有田 芳子	主婦連合会 環境部長	山田 春規	アーティクルマネジメント推進協議会 運営委員長
橘高 真佐美	オーフス条約を日本で実現するNGOネットワーク 事務局長	金融	
崎田 裕子	ジャーナリスト・環境カウンセラー	竹々原 啓介	国立大学法人 政策研究大学院大学 教授
槌田 博	特定非営利活動法人有害化学物質削減ネットワーク 理事	行政	
中下 裕子	ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議 代表理事	小ノ澤 忠義	埼玉県環境部 大気環境課 課長
中地 重晴	学校法人熊本学園 熊本学園大学 教授	田中 里依	厚生労働省 医薬局 医薬品審査管理課 化学物質安全対策室長
江口 健介	一般社団法人環境パートナーシップ会議 マネージャー	土井 智史	厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 化学物質対策課長
労働団体		佐藤 夏人	農林水産省 大臣官房 環境バイオマス政策課長
富田 珠代	日本労働組合総連合会 総合政策推進局 総合局長	大本 治康	経済産業省 産業保安・安全グループ 化学物質管理課長
森 裕樹	日本化学エネルギー産業労働組合連合会 副事務局長	鮎川 智一	環境省 大臣官房 環境保健部 化学物質安全課長

第20回政策対話の結果①「GFC国内実施に向けた各主体の主な貢献」の集約

資料 3

- GFC国内実施計画において盛り込むべき**政府の施策・取組**については、**GFC関連省庁連絡会議**において、**収集・整理**。
- **政府以外の取組**については、**政策対話**からのインプットが求められていた。
- 以下の流れで各主体の関連取組を集約

19回政策対話にて「GFCにおける各ターゲットと各主体別の取組等」を議論・整理

20回政策対話にて新メンバーの取組も含め、「GFCの国内実施に向けた各主体の主な貢献」として集約

集約文書は今後策定されるGFC国内実施計画の附属書として盛り込まれる見込み。

化学物質に関するグローバル枠組み（GFC）の国内実施に向けた各主体の主な貢献¹⁾

令和6年11月
化学物質と環境に関する政策対話

2023年9月、第5回国際化学物質管理会議（ICCM5）にて「化学物質に関するグローバル枠組み（GFC）—化学物質や廃棄物の有害な影響から解放された世界へ」が採択された。本枠組みは、多様な分野（環境、経済、社会、保健、農業、労働等）における多様な主体（政府、政府間組織、市民社会、産業界、学术界等）による、製造から製品への使用等を経て廃棄までライフサイクルを通じた化学物質管理の自主的な枠組みである。GFCでは5つの戦略的目的及び28の個別ターゲットが設定されており、国内実施にはこれらのGFCターゲット達成に向けた各主体による取組と各主体による連携が不可欠となる。

以上のことから、化学物質と環境に関する政策対話においては令和6年2月及び11月にGFCをテーマにした会合を実施し、様々な分野の主体からの出席者による化学物質管理に関する取組事例を収集した。これらの収集した情報に基づき、GFCターゲット毎に各主体による国内実施への貢献として、以下のとおり集約した¹⁾。なお、「産業界」「市民団体」といったように中心的な役割を担う主体を明示しているが、これらは異なる主体間連携によって取組まれることが望ましい。

これらの取組事項が、別途関係省庁連絡会議において検討中の政府による取組と併せて、包括的なGFC国内実施計画策定に寄与することを期待する。

戦略的目的 A

ライフサイクルを通じて、化学物質の安全で持続可能な管理を支援し、達成するための法的枠組み、組織的メカニズム及び能力が整備されている。

ターゲット	2030年までに、 各国政府は 、その国の状況に適した形で、化学物質と廃棄物による有害な影響を防止し、防止が実行不可能な場合は、最小化するための法的枠組みを採択し、実施し、執行しており、適切な組織的能力を確立している。
A1	

施策・取組（主体名）

- 化学物質対策に関する条例の整備及びそれに基づく対策の実施（地方公共団体）
- より合理的な執行のための行政とその他のステークホルダーとの対話（全主体）

第20回政策対話の結果②懸念課題の抽出・議論

懸念課題 (Issues of concern) とは

- 化学物質のライフサイクルの中で、まだ一般的に認識されていない、十分に対処されていない、または現在の科学的情報のレベルから潜在的な懸念として生じている、人の健康および/または環境に悪影響を及ぼす可能性があり、国際的な行動から利益を得る可能性のある、あらゆる段階に関わる問題。
- GFCの戦略目標 C では、**懸念課題の特定、優先化、対応**を順次進めていくことが掲げられ、附属書にそのための手順が定められた。
- 次回の国際化学物質管理会議開催までの間は、**SAICMで取り上げられてきた新規政策課題及びその他懸念課題に引き続き取り組む**こととされている（**懸念課題に関する詳細は参考資料 4 参照**）。



準備会合では懸念課題について紹介の上、以下の事前アンケートを実施。アンケート結果を基に第20回政策対話では懸念課題についての議論を深めた

【着目している懸念課題について】

質問Ⅰ) 最も着目している懸念課題（最大3つ程度をご記入ください。）

質問Ⅱ) 着目している理由

※国際的に定義されている懸念課題にとどまらず、個別物質、評価手法、適正管理、情報伝達、リスク管理等、幅広い観点から、それぞれが化学物質管理において懸念課題と捉えている点についてご回答いただいた。

第20回政策対話の結果②懸念課題の抽出・議論（事前アンケート結果の集約表）

個別物質

- ・マイクロプラスチック/海洋プラスチックゴミ/ナノプラスチック
- ・プラ資源循環システムでの有害物質の存在と挙動
- ・水環境で検出される医薬品や洗剤等のPPCPs*
- ・PFAS
- ・内分泌かく乱化学物質
- ・ネオニコチノイド系、有害性の高い農薬
- ・農薬など化学物質の環境中曝露による生物多様性影響評価の遅れ
- ・水銀ライフサイクル管理の国際連携
- ・国内外における窒素管理
- ・カーボンニュートラルを目指す上で必要不可欠な物質の有無とそれらの禁止
- ・放射性化学物質

*Pharmaceuticals and Personal Care Products:
医薬品や化粧品など身体ケア製品由来の化学物質

情報伝達

- ・化学物質情報の非対称性が循環型経済への移行の阻害要因となる懸念
- ・製品中化学物質情報の精度低
- ・国内外、業界横断で利用できる情報伝達ツールの不在
- ・資源循環情報伝達の共通ツールの不在
- ・化学物質情報の製品表示の徹底と活用

評価手法

- ・化学物質グループ化評価
- ・New Approach Methodologies (NAMs)の実装における法整備
- ・国内での化学物質ライフサイクル想定した環境排出係数の精緻化

適正管理・リスクコミュニケーション

- ・環境配慮設計基準のためのリサイクル素材へのアクセス、使用に関する啓発・対話
- ・事業者による化学物質管理の適正化
- ・リスクへのエコチル調査結果の活用可能性
- ・労働者の安全衛生教育

その他

- ・企業による化学物質管理の金融市場における評価
- ・化学物質リスク評価研究界と生物多様性保全研究界との連携遅れ
- ・欧州ECHAのHot topicsで挙げた課題に関する日本での議論の必要性
- ・地球環境三大問題(温暖化/汚染/生物多様性劣化)と化学物質管理との関連性の各研究業界との連携
- ・化学品安全に関する人材の育成

※当日の議論内容の詳細は参考資料1-2参照

本日（第21回）及び第22回政策対話の進め方について

- 第20回（前回）政策対話での御議論を踏まえ、各主体の関心が高かった、それぞれの取組の相乗効果が期待されるといった観点から以下の5つのトピックを抽出。
- 当該トピックについての最新動向・取組を準備会合にて紹介した（参考資料1を参照）。

No.	トピック	概要
1	リスクコミュニケーション	化学物質アドバイザー、こども若者いけんプラス等
2	災害・事故時の化学物質等漏出・流出・飛散等対応	事業者対応事例集、地公体手引き等
3	労働者のばく露対策	労働安全衛生法の改正、化学物質管理強調月間
4	情報伝達・情報開示	CMP、エコデザイン規則、DPP等
5	生物多様性と化学物質管理	国際動向、国家戦略、関連プロジェクト

政策対話本会合においては、それぞれのトピックについて、以下のとおり一つずつ取り上げて議論を深めていくこととする。

第21回政策対話テーマ

生物多様性と化学物質管理
（座長：五箇先生）

第22回政策対話テーマ

情報伝達・情報開示
（座長：浅利先生）

今回は、「生物多様性と化学物質管理に関する事前アンケート」の結果を基に議論する（詳細は資料2）。

「令和7年度環境省重点施策集」中の関連新規施策

- 令和7年度環境省重点施策集の一つである化学物質国際対応政策強化事業費の中で、「化学物質管理の視点からのネイチャーポジティブの推進」を新規で盛り込んだ。
- 今回の政策対話での議論の結果は、当該新規施策の実施において適切に反映していく。

化学物質国際対応政策強化事業費

【令和7年度予算（案） 88百万円（79百万円）】 環境省

地球規模での化学物質の適正管理に我が国の知見を反映させ、国際的動向と協調した国内施策を推進します。

1. 事業目的

- 2023年に採択された新たな国際枠組み「化学物質に関するグローバル枠組み」（GFC）の我が国での実施に積極的に貢献するとともに、GFC国内実施計画の策定を通じ、国内の化学物質管理政策に適切に反映する。
- 国連による「化学物質等に関する政府間科学・政策パネル」の立ち上げに積極的に貢献するとともに、パネルの活動を通じて国内の学識経験者・政策担当者間の協調を深めることで、国内の総合的な化学物質管理能力の向上にも資する。

2. 事業内容

（1）GFC及びGFCが定める懸念課題等への対応

- ① GFC国内実施計画策定、関係主体との連携
- ② GFCに基づく進捗管理・評価、懸念課題対応への知見の提供による貢献
- ③ セミナー開催等によるアジア・太平洋地域の化学物質管理能力向上支援

（2）化学物質等に関する政府間科学・政策パネルへの貢献・活用

- ① 専門家派遣、知見のインプット等によるパネル活動等への積極貢献
- ② 国内の科学・政策連携基盤の構築（情報共有、パネルへのインプット）

（3）化学物質管理の視点からのネイチャーポジティブの推進
→ 生物多様性枠組みにおける化学物質関連目標へ知見の提供による貢献

（4）OECDの化学品・バイオ技術委員会等への貢献
→ PFASの技術的議論への知見やデータの提供等による対応を含む貢献

（5）化学物質のGHS分類の着実な実施

3. 事業スキーム

■事業形態	請負事業
■請負先	民間事業者・団体等
■実施期間	平成3年度～

4. 事業イメージ

国際的な枠組み・動向

柱となる枠組み

- 新たな国際枠組み「GFC」運用への貢献
- 「科学・政策パネル」の活動開始への貢献 **新規**
- 国際生物多様性枠組みへの貢献 **新規**
- OECDの技術的議論への貢献 等

我が国の取組

枠組み国内対応

- 国内実施計画の策定、関係主体連携
- 国内における科学・政策連携基盤の構築 **新規**
- ネイチャーポジティブ推進検討会立ち上げ **新規**
- 国内外の動向等の情報収集

インプット・貢献

取組の強化・反映

お問合せ先： 環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課、水銀・化学物質国際室 電話：03-5521-8259